

◇大阪市市長直轄組織事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 副首都推進局副首都推進担当部長及び副首都推進局副首都企画担当課長の新設について定めることにしました。
- 2 この規則は、令和8年1月20日から施行することにしました。

(総務局人事部人事課)